

特定非営利活動法人グローバル教育支援協会
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グローバル教育支援協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市名東区天神下 125 番地市営天神下荘 3 棟 303 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本に来る留学生に対して、就学、勉強、生活、就職、職場など様々な面に幅広い支援を企画し、相互学習、共同体験からなるコミュニティを創ることに關する事業を行う。異国の悩みや社会の適応や交流の限界に係る問題の改善や解決を図り、地域社会と連携、参画と融合の向上と市民との交流活動を推進し、心豊かな異国生活を促進することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 講習会・セミナー・文化祭開催に関する事業
- (2) 文化芸術交流促進活動に係る事業
- (3) 地域観光振興に関する事業
- (4) 就職促進に関する事業
- (5) 子供数学スクール運営に関する事業
- (6) 語学力向上に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上

(2) 監事 1 人

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号

及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者があ
る場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は
記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を
したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した
議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求が
あったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以

上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 涂 成 良
副理事長 GONG XIANCHAO
理事 DU CHUNYU
理事 YANG YIPENG
理事 JING ANCHENG
監事 MU YUEHUI

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 1000円 年会費 3000円
- (2) 賛助会員 入会金 2000円 年会費 5000円

役員名簿

特定非営利活動法人 グローバル教育支援協会

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ト セイリョウ 涂 成 良		無
理事	ト シュンウ DU CHUNYU		無
理事	コ ゲンソウ GONG XIANCHAO		無
理事	ヨウ イホウ YANG YIPENG		無
理事	イ アンセイ JING ANCHENG		無
監事	ム ヨウヒ MU YUEHUI		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

留学生に名古屋の魅力をもっと感じてもらい、外国人と名古屋市民の交流・融合を促進するため、相互理解、相互承認、相互寛容、相互尊重を基にして、様々なイベントを企画する。

温かく、親しく、魅力的な名古屋をつくり上げ、これから留学する若者たちが、中部を選び、名古屋を選び、名古屋で学び、暮らし、幸せに成長するように促すこと。

また、新しい国際化モデルの町を創造し、名古屋での様々な交流活動に協力し、プロジェクトに積極的に参加し、SNS を活用して海外に発信し、名古屋に来る外国人や留学生に多言語・多チャンネルでサービスを提供する。

以上の目的を踏まえて、自発的な組織より法人格の道に進ませることが不可欠である。そうすることにより、社会からある程度の信頼を得ることができるし、より多くの社会集団や個人の支持と認識を得ることもできる。

これから、中部の良さを存分に生かし、名古屋の魅力をアピールしていく目標を実現することができるかと予想される。

2 申請に至るまでの経過

私は元留学生として、また、名古屋に住んで3年足らずの外国人として、孤独感や無力感、情報へのアクセスの少なさなどの原因で、日本社会に溶け込むことのできない苦痛や限界を経験して来た。同じ日本にいるほかの留学生も共感をもっているのではないだろうか。この現状を考え、みんな、日本で学ぶ留学生への支援や、進学や就職のための情報提供や指導を行う組織を立ち上げる必要があると共感した。

そして、組織を立ち上げるために、私たちは様々な関連資料を調査し、関連機構を訪問し、参考事例の検討を行ってきた。そこでNPO 法人を設立することに決意した。

名古屋市民活動推進センターのご指導のもとで、設立の条件や経緯を了解したと同時に、会員になろうとする会員に一人ずつその結果を伝えた。

私たちは会員総会を開催し、定款に準じて理事と監事を選任した。理事の中で理事長、副理事長を選任した。

「花が咲くと、蝶が群がる」、共通の願い、共通の目標、私たちを団結させ、中部日本のために、名古屋で留学生の勉強、就職、生活、発展の風水の宝庫になるために最善を力に尽くす!

令和 6 年 3 月 23 日

特定非営利活動法人 グローバル教育支援協会
設立代表者
氏 名 涂 成 良

特定非営利活動法人グローバル教育支援協会

令和6年度事業計画書

1 事業実施の方針

- 1) 以下の事業を確実に実施することを目標とする
- 2) 本法人のホームページを企画する

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 講習会・ セミナー・文 化祭開催に関 する事業	手料理の試食会、民族 衣装展示と講習会、作文 とスピーチコンテスト 大会、進学セミナー等々	(A)年1回(12月) (B)愛知文化施設 (C)10人	(D)愛知県の日 本語学校の 留学生 (E)100人	50
(2)文化芸術 交流促進活動 に係る事業	子供アニメコンテス ト、見学、作品展などを 行い	(A)年1回(2月) (B)愛知県内 (C)4人	(D)アジア出身 の子供 (E)20名	10
(3)地域観光 振興に関する 事業	瀬戸市と常滑市への 観光と陶器制作を体験 することを行う	(A)年1回 (B)愛知県内 (C)4人	(D)アジア出身 の子供 (E)20名	10
(4)就職促進 に関する事業	在学中の留学生を招き、 就職講習会・セミナー を開催する	(A)年1回(11月) (B)愛知国際学院 (C)3名	(D)愛知県内の 留学生 (E)30名	10
(5)子供数学 スクール運営 に関する事業	休み期間中に子供数学 講座を行う	(A)年3回 (B)愛知国際学院 (C)4名	(D)愛知県内の 子供たち (E)30名	30
(6)語学力向 上に関する事 業	市民中心に月一回の中 国語・ベトナム語など の講座を開く 市民と留学生の交流会 など	(A)年12回(毎月4 週目火曜日) (B)名古屋市市民 活動推進センター (C)3名	(D)愛知県内の 留学生 (E)30名	10

特定非営利活動法人グローバル教育支援協会
令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

- 1) 以下の事業を確実に実施することを目標とする
- 2) 本法人のホームページを開設する

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 講習会・ セミナー・文 化祭開催に関 する事業	手料理の試食会、民族 衣装展示と講習会、作文 とスピーチコンテスト 大会、進学セミナー等々	(A)年1回(12月) (B)愛知文化施設 (C)10人	(D)愛知県の日 本語学校の 留学生 (E)100人	50
(2)文化芸術 交流促進活動 に係る事業	子供アニメコンテス ト、見学、作品展などを 行い	(A)年1回(2月) (B)愛知県内 (C)4人	(D)アジア出身 の子供 (E)20名	10
(3)地域観光 振興に関する 事業	瀬戸市と常滑市への 観光と陶器制作を体験 することを行う	(A)年1回 (B)愛知県内 (C)4人	(D)アジア出身 の子供 (E)20名	10
(4)就職促進 に関する事業	在学中の留学生を招き、 就職講習会・セミナー を開催する	(A)年1回(11月) (B)愛知国際学院 (C)3名	(D)愛知県内の 留学生 (E)30名	10
(5)子供数学 スクール運営 に関する事業	休み期間中に子供数学 講座を行う	(A)年3回 (B)愛知国際学院 (C)4名	(D)愛知県内の 子供たち (E)30名	30
(6)語学力向 上に関する事 業	市民中心に月一回の中 国語・ベトナム語など の講座を開く 市民と留学生の交流会 など	(A)年12回(毎月4 週目火曜日) (B)名古屋市市民 活動推進センター (C)3名	(D)愛知県内の 留学生 (E)30名	10

活動予算書

法人成立の日から 令和7年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	10,000	
賛助会員受取入会金	2,000	
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	5,000	47,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4. 事業収益		
講習会・セミナー・文化祭開催に関する事業収益	2,000	
文化芸術交流促進活動に係る事業収益	0	
地域観光振興に関する事業収益	0	
就職促進に関する事業収益	20,000	
子供数学スクール運営に関する事業収益	15,000	
語学力向上に関する事業収益	40,000	77,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益	8,000	8,000
経常収益計		132,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	56,000	
法定福利費		
人件費計	56,000	
(2)その他経費		
諸謝金	10,000	
印刷製本費	20,000	
会議費	2,000	
旅費交通費	20,000	
通信運搬費	0	
賃借料	12,000	
その他経費計	64,000	
事業費計		120,000
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	2,000	
会議費	0	
旅費交通費	2,000	
通信運搬費	0	
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
賃借料	6,000	
保険料	0	
租税公課	0	
雑費	2,000	
その他経費計	12,000	
管理費計		12,000
経常費用計		132,000
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

活動予算書

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	5,000	35,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
講習会・セミナー・文化祭開催に関する事業	0		
文化芸術交流促進活動に係る事業収益	6,000		
地域観光振興に関する事業収益	8,000		
就職促進に関する事業収益	20,000		
子供数学スクール運営に関する事業収益	15,000		
語学力向上に関する事業収益	40,000	89,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益	8,000	8,000	
経常収益計			132,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	56,000		
法定福利費			
人件費計	56,000		
(2) その他経費			
諸謝金	10,000		
印刷製本費	20,000		
会議費	2,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	0		
賃借料	12,000		
その他経費計	64,000		
事業費計		120,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	2,000		
会議費	0		
旅費交通費	2,000		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	6,000		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	2,000		
その他経費計	12,000		
管理費計		12,000	
経常費用計			132,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0